

保育の祭典

— 第二回全國保育大會の記 —

全國保育連合會事務局長 内山憲尚

第二回全國保育大會及び講演・講習會順序

期日 七月二十七日(火)より七月三十一日(土)まで五日間

時間 午前九時より午後五時まで

會場 奈良女子高等師範學校講堂

第一日
(七月二十七日)

一、開會式

1 開式の辭 (準備委員長)
2 祝辭

(米國兒童教育協會常務メリリーベー氏からのメッセージード、

第一軍團司令部近畿軍政部教育長アンダーソン氏、文部

大臣、厚生大臣、奈良縣知事、奈良市長)

3 閉式の辭

1、總會
總會組織

2 議長挨拶 (事業報告、決算報告、諸議案算の審議)
3 事務 (事業報告、決算報告、諸議案算の審議)
4 役員選舉

三、分科會 (第一——第四)

四、懇談會

第二日
(七月二十八日)

一、分科會

二、講演 (坂元氏、吉見氏)

三、慰安會

四、各種團體會合

(全國私立幼稚園連盟總會、全國佛教保育大會)

第三日
(七月二十九日)

一、總會

二、閉會式

三、講集 (河崎氏、戸倉氏)

四、各種團體會合

(全國國・公立幼稚園懇談會、全國保育懇談會、基督教保育連

開懇談會)

第四日 (七月三十日)

一、講習 (戸倉氏)

第五日 (七月三十一日)

一、講習 (小川氏)

二、特別講演 (末川氏)

三、見學及び日本教職員組合幼稚園部會

一、分科會

第一分科會 學校教育法、兒童福祉法

第二分科會 保育要領

第三分科會 組織、制度、經營(福利、厚生を含む)

第四分科會 幼兒文化の問題

一、講習及び講演

新しい幼兒教育 文部省學校教育局初等教育課長 坂元彦太郎氏

兒童福祉法について 厚生省兒童局保育課長 吉見 静江氏

新教育の動向 立命館大學長 法博 未川 博氏

新しい保育の在り方 參議院議員 河崎 なつ氏

リズム指導(新作發表)東京女子高等師範學校教授 戸倉 ハル氏

幼兒教育の進展 同 奈良女子高等師範學校教授 小川 正通氏

(順序不同)

折柄旅行のいろいろの惡條件がそろつてゐるので、せいで

い六七百名なのではないかとゆう豫想を裏切つて、當日までの申し込みが千名を突破し、當日の申し込みを加えて實に千五百五十名とゆう、大人數、準備會室では小川委員と田島委員がうれしい悲鳴をあげてゐる。宿泊係長の長屋氏は宿屋の



昨年の秋十一月一日から四日間東京で(女高師と第一師範)開かれた、第一回全國保育大會に於て、第二回を關西で開催することに決定、それ以來、關西の各保育連合會に於て第二回全國保育大會準備會を結成して準備工作中のこと、七月

二十七日より五日間奈良に於て開催と決まり、奈良女高師内に準備會事務所を置いて、關西保育界の總力を擧げて之が實現に努力されて來た。

關西側の準備工作も八部通り進んだので、六月一日奈良女高師附屬幼稚園に全國保育會の代表者會を開催し、高知、廣島、岡山、大分、佐賀、熊本、鳥取、新潟、石川、靜岡、東京(五名)山形、青森、長野、滋賀(四名)三重、兵庫(三名)京都(四名)大阪(三名)奈良(六名)の出席者者を得て、大會の機構運營等についての具體的な事項について相談をした。

最後の全國代表者會議は大會の前日七月十六日午後一時から、奈良女高師附屬幼稚園に於て開催全國から三十六名の代表者が集つて實際面に於ける議題を中心として熱心に相談をした。



一、慰安會
お 話 (イ)蚊 相模 (ロ)棒 納
主催 全國保育連合會

久留島武彦氏
石原 昌氏
茂山千五郎氏
他二名

外二名

變更や追加で汗だくできりきりましいのありさまである。北は北海道、南は鹿児島、都道府縣全保育會を擧げての參加である。女高師の講堂に幼兒用の椅子を前方にならべ、左右にも椅子をギッシリつめても千五百大人數を收容するのは非常な困難である。會員諸君には全くお氣の毒乍らつめ合わせて貰うより外に仕方がない。(出席實數一四九九名)

◇
七月二十七日大會第一日目。大きなリュックを背負つた、元氣な保母さんや張り切つた園長さんの受付けが七時頃から始まる。

九時三十分、山崎ときの氏の開會辭、小川正通氏の準備委員長代理の挨拶あり、續いて祝辭に移る。米國兒童教育協會常務理事メリーレペー氏のメッセージの披露あり。

拜啓

昭和二十三年七月二十七日より三十一日の大會に於きまして、

全國保育連合會の皆様方に御挨拶申し上げます。兒童福祉、兒童教育問題に直面し、米國兒童教育協會の仕事を御研究されたい御希望とのこと、こゝに昭和二十三年より昭和二十四年に於ける私たちの活動計畫を述べさせていただきます。

- 一、不適當な保育園の設備を除去する事
- 二、雜踏せる保育園の計畫は除去する事
- 三、教師の不足に對して何とか對策を講じる事
- 四、兒童の心身の健康を改良させる事

之等が一步々々試みています事です、詳細は「活動の計畫」と題する本を一冊同封いたしておきます。私達は此計畫を先生方にも御總會議案會則改正の件第二總會議案「幼兒の福祉増進のため幼稚園及保育所關係者を米國に派遣を希望する件」が審議され、修正の上可決された。

兩親方にも各個人として、また團體として責任參加出來ます様、實際的なものにいたしましたく、努力いたして居ります。
世界中子供の問題の多くは同じで御座います、之を解決しようと試み、努力いたして居ります。私達皆がお互に經驗を分ち助けあつて、参ります時は之等の問題を解決し、完成する事が出来るので御座います。

米國兒童教育協會の私達は、皆様が日本の子供さんたちのために申し出られた研究に對し、非常に興味を持つて居ります。頗くは將來皆様方の御仕事の進歩の状況を度々御報知下さいませ、これは又米國の子供に對する私達の盡力を大に助けていたゞけることをございましょう。

昭和二十三年七月六日

米國兒童教育協會常務理事 メリーレペー

全國保育連合會長 倉橋惣三殿

續いて、第一軍園司令部近畿軍政部教育部長アンダーソン氏の懇篤なる祝辭あり、文部大臣、厚生大臣、奈良縣知事、奈良市長の祝辭があつて開會式を閉ぢた。

◇

引き續いて總會に入る。議長として小川正通氏、副議長として小野重内氏(東京)平野つね子(神奈川)が擧げられ、第一總會議案會則改正の件第二總會議案「幼兒の福祉増進のため幼稚園及保育所關係者を米國に派遣を希望する件」が審議され、修正の上可決された。

會の規約に従ひ、會長と副會長を選出することとなり、都道府縣より一名づゝの選考委員を擧げて直ちに選出、満場一致で會長として倉橋惣三氏を、副會長として關西側で小川正通氏を、關東方面より保育所側として秋田美子氏が選ばれた。

第三總會議案として「全國保育連合會に事務局を設置するの件」が關西地區より提案され審議の上八名の委員に附託された。

本大會分科會部長及副部長の選出が議長に一任され左の通り決定承認された(散稱略)

第一部會(A) (「學校教育法」を中心として)

部長 内山憲尚(東京) 副部長 朝元廣信(静岡) 副部長 清

野健(青森) 進行係 入江淑子(愛媛)

第一部會(B) (「兒童福祉法」を中心として)

部長 秋田美子(東京) 副部長 本田悦造(高知) 副部長 福

永津美子(福岡) 進行係 鈴木トシ(東京)

第二部會 (「保育要領」を中心として)

部長 山下俊郎(東京) 副部長 青柳義智代(東京) 副部長

及川ふみ(東京) 進行係 田北ミツ(大分)

第三部會 (組織制度を中心として)

部長 長沼依山(埼玉) 副部長 大森次郎(岡山) 副部長 高

森豊(熊本) 進行係 加藤武雄(東京)

第四部會 (幼兒文化を中心として)

部長 松尾利信(長野) 副部長 山岸はま(群馬) 副部長 橋

本義弘(茨城) 進行係 友田靜江(鹿兒島)

緊急動議(内山憲尚)あり、「福井及び石川の震災地區に於け

る幼稚園保育所への義金募集」を可決、早速箱を廻す。

◇

午後は一時より分科會に分れて、各部に於て議案を審議する。

分科會議題

第一分科會 (A組)

一、保育從事者の養成機關を如何になすべきや(神奈川縣保)

二、各市町村に公立保育機關を設置し、職員の給料を府縣費負擔

とする事(三重縣保連)

三、國立女子大學に保育專攻の課程を設けられたし。但し當分の間二年の保育專修の課程を附設され廃し(奈良縣保)

四、高等學校卒業を入學資格とする二ヶ年制の幼稚園教諭の養成機關を認める件(東京都保育學校協會)

五、都道府縣の教員養成の大學生に保育養成の課程を設けること

(廣島縣保)

六、市(區)町村に幼稚園設置の義務を負わしむるの件(關西地區說明大阪)

七、幼稚園に養護職員を完全配置する件(佐賀縣有田幼)

第一分科會(B組)

一、保育施設に對する兒童福祉法の運用に就いて(東京民主保連)

二、兒童委員の專任制に關する件(東京都保育連合會)

三、授課兒童保育料を四月一日より交付方を政府に要望決議の件

(長野縣松本市民主事業助成會)

第二分科會

- 一、教育費と園児心身の教育との關係如何(神奈川縣保)
- 二、國家的な研究機關にて保育の研究を希望するの件(東京都私立幼稚連)
- 三、「保育要領」に基く新しい保育文化村の育成と供給に關する件
(日本佛保協會滋賀縣必佐幼)
- 四、幼兒の自然の遊びについて(佐賀縣保連)
- 五、母親教育パンフレット發行の件(兵庫保)
- 第三分科會
- 一、保育所保母の待遇改善に關する件(奈良縣保、鹿兒島縣保)
- 二、幼稚園教育の義務制施行と俸給費の金額を國庫より負擔され
たし(奈良女高師附幼、大分縣保)
- 三、保育日數を如何にすべきか(大阪第一師範附幼)
- 四、保育章制定について(高知縣保)
- 五、幼稚園に對し正規ルートによる物資配給を願いたし(奈良女
高師附幼、滋賀縣必佐幼)
- 六、保育事業の一元化について(靜岡縣保、東京都保連、長野縣
松本市民主草創成員)
- 七、幼稚園式の保育内容で保育してゐる保育園はこの際幼稚園に
申請書をして貰いたい(佐賀縣有田幼)
- 八、保育施設經營の民主化について(東京民主保連)
- 九、保育養料の確保斡旋について(佐賀縣保連、鹿兒島保)
- 一〇、教育委員會に保育關係者を推舉する件(東京都保連)
- 一一、都道府縣に幼兒教育指導專任の補導主事を置くこと(鹿兒島縣
保)
- 一二、兒童に對する衣料等の優先配給について(鹿兒島保)
- 一三、P.T.Aの健全なる發達を如何にすべきや(神奈川縣保)

- 一四、幼稚園保育所の關係を調整するの件(三重縣保連)
- 一五、文部省內に幼稚園課を設置せられたし(兵庫保)
- 一六、幼稚園教諭に保母の資格を與へられたし(厚生省)(兵庫保)
- 一七、専任園長設置に關する件(滋賀縣必佐幼)
- 一八、給食實施に當り特別物資配給の件(〃)
- 一九、公立の施設に働く保母の俸給は全額國庫負擔とせられたし
(新潟縣保連)

- 二〇、日本國情の現段階において幼稚園教育施設として幼稚園を新設
すべきか又保育所を設立すべきか(岡山愛育連)
- 二一、保育事業一元化に關する専門委員會構成促進の件(犬城保連)
- 第四分科會
- 一、保育歌制定の件(東京都保連)
- 二、教育復興會議に參加し幼兒の問題を提案するの件(〃)
- 三、保育と宗教的年中行事の問題(全日本佛教保)
- 四、科學的玩具、思考力を養ふ玩具を安價に製造し配給する方策
如何(京都保連)
- 五、幼兒の福祉増進のため幼稚園及保育所關係者を米國に派遣を
希望の件(〃)
- 六、木連合會は各地區の要望に應じて講師の派遣を速にされたし
(大分縣保)
- 七、新保育表現等の參考資料の紹介斡旋について(鹿兒島保)
- 八、保育資材の確保斡旋について(佐賀縣保連)
- 九、全國保育連合會主催講習會開設の件(兵庫保)
- 一〇、全國保育連合會幼兒文化賞設定の件(〃)

第二日(七月二十八日)午前中、分科會あり、正午までに各

部會終了した。

正午より一時まで各府縣代表の理事會開催、常任理事を選出する。(別項)

つゞいて理事會が開かれ、事務局規則が委員から提出審議された。(別項)

理事會に於て次回全國保育大會の開催地について相談をする。九州、新潟、長野の三ヶ所から申出あり、多大の経費と努力とを要する大會に對してかく多數の申出のあることは保育界にあらざれば見ることの出來ない美しい光景である。三者で相談をしていたゞいて總會で決定することとなる。

續いて常任理事會を開催して、事務局内規による役員を選舉した。(別項)

午後は文部省の坂元氏の「新しい幼児教育」厚生省の吉見氏の「児童福祉法について」の講演あり、五時からは慰安會、全國私立幼稚園團體連合會の總會及び全國佛教保育協會の總會が開かれた。

第三日(二十九日)午前九時から總會が開かれる。

大會宣言が委員によつて發表満場可決。

宣言

幼児保育の現状は振興の途上にあるとはいえた一誠社舊の認識は極めて低い。私達はこゝに思を致しより深い理解と協力を一誠社舊に訴えると共に相携え相勵まして幼児の幸福

のためあらゆる努力をなすことを誓う。右宣讀子

昭和二十三年七月二十九日

全國保育連合會

第三回全國保育大會開催地に關しては北陸地區の引き受けとなり會場は新潟縣に持たれることになり滿場拍手の裡に決定された。

第一部會より順次に各部會の報告あり、承認可決、猶豫議案並に陳情に對しては準備委員に於て整理の上その處理方を事務局に一任することになった。

北陸地方災害見舞金は九千二百六十八圓の義金を得たがこれに大會より加えて一萬圓とし、福井へ七千圓、石川・三千圓、出席者代表を通じて縣の當局より、保育施設へ手交して貰うこととなつた。

事務局役員の就任挨拶あり、特に今後各地との完全なる結びつき、緊密なる協力を希望した。

最後に地方參加代表として、福岡の福永氏から、懇なる謝辭があつた。

かくて閉會式を終つた。

午後は參議院議員河崎なつ氏の講演あり。全國保育所懇談會、キリスト教保育會懇談會があつた。

とが出来ず、交替で實習した。こゝにもうれしい悲鳴が發見せられる。しかも講師も受講生も汗みどろの熱心さである。

第五日は小川氏の「幼兒教育の進展」と末川氏の「新教育の動向」について講演あり、午後は日教組幼稚園會があり、又

奈良見物の人たちが綠蔭で鹿を呼ぶ樂しげな有り様が方々で見受けられた。



かくて第二回の全國保育大會は無事に終つた——しかもそれは千五百五十名と云う、豫想外の大盛會裡に。

そして今回の大會に於て會長も副會長も決まり、會を運營して行く事務局の機構も完全に結成され、愈々、全國保育連合會が實動に入る扉が開かれたのである。

學校教育法が出來、兒童福祉法が出されたので役所としては愈々對立の溝を深めている府縣があるとの噂も聞く時、保育の實際に從事する幼稚園と保育所の先生たちは、可愛い幼兒を保育する大きく清い目的の下にガッチャリと腕を組んだのである。經營者も實務者も和かに一堂に會して、幼兒の福音のために共に相談し合つたのである——何と云う、力強い集りだらう。何と云う美しい集りだらう。



從來ともすると幼兒の問題や保育者はすべての面から忘れられ、置き去りにされる傾向があつた、それは幼稚園、保育所が百とか百五十とかの少數の人数を收容していることと幼兒そのものとが小さいと云うので軽く取り扱われて來たので

ある。

幼稚園や保育所は小規模であり、幼兒は小さい。——しかし、幼兒こそは新生の日本を背負つて立つ、大切な使命を持たれているものである。

併し保育機關は全國の施設數の總力に於ては可成りの數となる、全國保育者の數は決して小さくはない、吾々は團結の力によつてのみ、その力を發揮することが出来るのであることを知らなければならぬ。

吾々は愛する保育のために最善をつくし、小さな感情や、個人的な名利をすてゝ、一致團結、もつて、保育の正しく大なる認識を社會に示そうではないか。

今回保育界の宿老倉橋惣三先生が、會長として御快諾下さつたことは實に有り難いことである。倉橋會長を先頭に「全國保育連合會」の旗じるしの下に、全國四千の幼稚園保育所と、二萬の保育從事者がしつかりと手を握り、五十萬の幼兒の幸福のために、足並を揃えて、前進しようではないか。



最後に第二回全國保育大會をお引き受け下さつて、この大會に導かれた關西の各保育界の先生たちの御努力に對し、又會場を御心配下さつた、奈良女高師附屬幼稚園の諸先生に心からなる感謝を捧げると共に文部省、厚生省はじめ物心共に御贊助御後援下さつたフレーベル館、昭和出版株式會社、セイビ堂、若竹共濟部、日本幼稚園協會、全日本保育連盟、日教組、大朝、大毎、日本放送協會其他の各團體に厚く御禮

を申し上げる次第である。

一一三・八・五——

全國保育連合會

(昭和二十三年七月二十七日改正)

第一條 本會は、全國保育連合會と稱し事務局を東京都に置きます

但し全保育大會開催準備事務所は當該開催地に置きます

第二條 本會は都道府縣の保育連合會(幼稚園保育所)を以て組織します

第三條 本會は全國の保育會の連絡提携を計り保育事業の普及及發達に寄與する事を目的とします

第四條 本會は前項の目的を達成する爲、左の事業を行います

1 全國保育大會の開催

2 講習會、研究會の開催

3 保育文化昇揚に關する施策

4 海外諸國の保育會との連絡提携

5 其の他必要と認める事業

第五條 本會に左の役員を置きます

1 会長

2 会員

3 副會長

4 会員

5 会員

6 会員

7 会員

8 会員

9 会員

10 会員

11 会員

12 会員

13 会員

14 会員

15 会員

16 会員

17 会員

18 会員

19 会員

20 会員

21 会員

22 会員

23 会員

24 会員

25 会員

26 会員

27 会員

28 会員

29 会員

30 会員

31 会員

32 会員

33 会員

34 会員

35 会員

36 会員

37 会員

38 会員

39 会員

40 会員

41 会員

42 会員

43 会員

44 会員

45 会員

46 会員

47 会員

48 会員

49 会員

50 会員

51 会員

52 会員

53 会員

54 会員

55 会員

56 会員

57 会員

58 会員

59 会員

60 会員

61 会員

62 会員

63 会員

64 会員

65 会員

66 会員

67 会員

68 会員

69 会員

70 会員

71 会員

72 会員

73 会員

74 会員

75 会員

76 会員

77 会員

78 会員

79 会員

80 会員

81 会員

82 会員

83 会員

84 会員

85 会員

86 会員

87 会員

88 会員

89 会員

90 会員

91 会員

92 会員

93 会員

94 会員

95 会員

96 会員

97 会員

98 会員

99 会員

100 会員

理 事 若干名 (内若干名常任理事)
代 議 員 若干名

第六條 會長は總會に於て之を選し本會を代表します
副會長は總會で選出し會長を補佐し會長事故ある時は之に代ります

理事及代議員は各都道府縣保育連合會で選出します
常任理事には地區代理理事の外に理事會の推舉により若干名を置く事が出来ます

代議員を以て總會を構成します
(各地區割當の内規は別に定めます)

第七條 役員の任務を一ヶ年と致します。但し重任を妨げません

第八條 本會の會費は年額百圓とします。但し施設單位

第九條 本會の經費は會費、補助金、寄附金を當て會計年度は、毎年四月一日に始り翌年三月三十日に終ります

第十條 本會は、毎年一回總會を開き役員の選舉、會務と決

算の報告、豫算の審議及議事を行います。全國保育大會開催中に聞くのを原則とします

第十一條 本會に特別會員を置く事が出来ます。但し理事會を會に於て推舉します

第十二條 本會の會則は總會の決議によらなければ改正出来ません